

随意契約理由書

| |
|------------|
| 担 当 課 |
| 食のまちづくり推進課 |

| | | |
|---|--|---|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市「食のまちづくり拠点施設」整備事業に係る 施設整備業務に関する事業契約 |
| | 業務概要 | 館山市「食のまちづくり拠点施設」整備事業の施設整備業務について、基本契約等に基づき、工事の施工及び工事監理を行う。 |
| | 契約金額 | 金606,210,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| | 契約締結日 | 令和4年8月25日 |
| | 契約期間 | 契約効力発生日 ～ 令和5年12月15日 |
| | 契約の相手 | 千葉県館山市沼979番地 株式会社ロードサイドステーション館山 |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | <input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | <input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | |
| | <input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | 随意契約理由 | |
| <p>館山市「食のまちづくり拠点施設」整備事業の実施にあたってはDBO方式を採用し、事業者選定委員会の審査による公募型プロポーザル方式によって事業者選定を行ったところ、当該事業者が最優秀提案者に選定されたことから、当該事業者と基本協定（R3.8.3締結）及び基本契約（R3.9.10締結）を締結している。そのため、これら基本契約等に基づき、本事業についても当該事業者と随意契約を締結するものである。</p> | | |